

木崎中だより	2号	平成31年4月26日(金) さいたま市立木崎中学校 048(886)4302
--------	----	--

慣れずに危険、慣れ過ぎても危険

校長 大谷 慎也

「紅つつじ 花満ちて かくれけり」(日野 草城) 毎朝正門を入ると、白や紫、薄桃色のつつじの花が数を増していきます。いよいよ美しい季節の喜びをさまざまに体感する頃となりました。新年度が始まり、3週間が経とうとしています。過日実施いたしました学級懇談会や部活動保護者会、PTA 全体委員会におきましては、多くの方々にご来校を賜り、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、生徒は、この時期になると緊張感がほぐれ、ややもすれば開放感によって、注意散漫になり、事故を起こしたり、事故に遭ったりすることがあります。特に、マスコミ報道にもありましたように、全国的にも小・中学校の低学年の通学時の交通事故が発生しています。背景には、新しい通学路に慣れていないことが考えられます。まず、一時停止、左右確認、縦列歩行等が習慣化され、危険個所を常に意識して通学できるように重点的に働きかけることが大切です。その半面、学年が上になる児童生徒においては、慣れれば慣れるほど危機意識が薄れていくこともあります。本校では、地域の方々の見守り活動によって大きな事故は発生していませんが、自動車や自転車と接触しそうになるなど、ヒヤリハットの事例が複数報告されています。

また、放課後や休日の自転車走行にも注意が必要です。埼玉県警の統計資料では、県内で交通事故に遭った中・高生の約75パーセントが自転車利用時という結果があります。既にマスコミでも報道されましたが、過去には、兵庫県で小学校5年生の児童が自転車で坂道を猛スピードで下って来て、お年寄りにぶつかって重い障害を負わせてしまった事故に関し、9500万円の損害賠償を言い渡されたというケースもあり、児童生徒が加害者になってしまうことがあります。自転車は、道路交通法では、自動車と並び、車両として定義されています。以前から傘差し運転や二人乗り運転は違反であること、自転車は道路の左側を走行すること、ヘルメットを着用することなど、学校や家庭でも注意していますが、何故いけないことなのか、どうして危険なことなのか分かっていながら、厳守できないところもあります。さらに、現在の道路交通法では、社会状況を反映して、イヤホン・ヘッドホンや携帯電話・スマートフォンを使用しでの走行により危険な違反行為をして3年間のうち2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内に指定された期間内に安全講習を受けなければならない制度となっています。14歳以上が対象となりますから、中学生も対象となります。交通安全や法令遵守、自他の命の大切さについて深く考え、これらについての高い意識を常に持ち続けて生活できるようにすることが課題と感じています。

明日から10連休となります。学校では、連休中の事故防止について全校指導しましたが、保護者、地域の皆様、どうか本校生徒に声掛けをお願いいたします。皆様の一声が生徒の安全・安心につながります。